

1 特定通常兵器使用禁止制限条約(CCW)とは

- 非人道的な効果を有する特定の通常兵器の使用の禁止又は制限については、ジュネーブ第一追加議定書（1977年採択、78年発効、我が国は04年加入）が採択される過程において議論されたものの結論が得られず、その後、1979年及び80年の2回の国連会議の結果、80年にCCWが採択された。83年に発効（我が国は82年に批准書寄託）。

2 締約国の主要な義務

- 手続等基本的事項につき規定した本体条約及び個別の通常兵器について規制する以下の5つの附属議定書から成る。

議定書I：検出不可能な破片を利用する兵器に関する議定書（83年発効） 検出不可能な破片によって傷害を与えることを第一義的な効果とする兵器の使用を禁止（使用の全面禁止）。

議定書II：地雷、ブービートラップ等の使用の禁止又は制限に関する議定書（83年発効、96年に改正（改正議定書II）、98年発効） 96年に改正された議定書は内乱にも適用され、また、一定の地雷（探知不可能なもの、自己破壊機能を有さないもの）の使用制限や移譲の規制が盛り込まれた。

議定書III：焼夷兵器の使用の禁止又は制限に関する議定書（83年発効） 文民及び民用物をナパーム弾等の焼夷兵器による攻撃目標とすること、人口密集地域にある軍事目標を攻撃目標とすること等を禁止（部分的使用規制）。

議定書IV：失明をもたらすレーザー兵器に関する議定書（98年発効） 永久に失明をもたらすように特に設計されたレーザー兵器の使用及び移譲を禁止。

議定書V：爆発性戦争残存物（ERW）に関する議定書（06年発効、我が国は未締結） 紛争後の対応措置や、不発弾の発生を最小化するための技術的予防措置を規定。

3 注目点

自律型致死兵器システム（LAWS）

- 近年のロボットや人工知能をはじめとする科学技術の急速な発展を背景に、人間の関与なしに自律的に攻撃目標を設定し、殺人を行うことができる「完全自律兵器」の出現を不安視する国際社会における声を受け、2013年のCCW締約国会議において、CCWの下でLAWSに関する非公式専門家会合を開催することが決定。同会合は、2014年5月、2015年4月、2016年8月に開催。

- 第5回CCW運用検討会議（2016年12月）では、LAWSに関する更なる検討をするため、政府専門家会合（GGE）を2017年～開催することが決定。CCW締約国の政府関係者の他、軍事・技術専門家が参加し、専門的知見からの議論を行ってきている。主要論点としては、LAWSの定義や特徴、国際人道法や倫理との関係、人間の関与のあり方等が挙げられる。

- 政府専門家会合の勧告を踏まえ、2019年のCCW締約国会議において、LAWSに関する11の指針を採択。同指針を含む議論を規範・運用の枠組みの明確化・検討のための基礎として活用していくこととなった。

- 2021年12月の第6回CCW運用検討会議においては、11の指針をはじめとする過去の合意文言の重要性及び2022年の政府専門家会合継続が改めて確認された。